

京都市告示第6 2 5号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等の起終点を変更しましたので、同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年1月30日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終 点 点
1	岩倉水0080号	旧	(起点) 左京区岩倉忠在地町195番地の4地先 (終点) 左京区岩倉忠在地町195番地の2地先
		新	(起点) 左京区岩倉忠在地町195番地の4地先 (終点) 左京区岩倉忠在地町195番地の4地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)